

# 県職連合福利厚生臨時給付金要項

2020. 11. 20

第3回執行委員会決定

## 【趣旨】

コロナの影響で低下している運動を組合員等に給付という形で還元すると共に、福利振興会の給付を受けられなかった組合員等を支援する。

## 【対象者】

2020年11月20日現在に加入している県職連合組合員・準組合員・特別会員

※ 事業団職員、振興会会員でない組合員等、及び35歳以下の組合未加入者（組合加入を要件とする）を含む。

## 【給付内容】

振興会の給付金のうち、宿泊施設利用助成金、スポーツレジャー助成金、疾病予防検診助成金、予防接種助成金に該当する場合に、組合員等に給付する。

## 【給付金額】

各助成金とも10,000円以内の組合員等が支払った額とする。二つ以上の助成金を申請することも可能とするが、給付の上限は合計で10,000円とする。なお、特別会員に対する給付は、支払った額の半額（上限5,000円）とする。

## 【給付要件】

それぞれの給付金について、別紙にあるとおりとする。

**【給付対象】**

2020年4月1日～2021年1月24日の間に組合員等が支払ったものとする。

**【給付制限】**

振興会の令和2年度における各助成金の給付を10,000円以上受けた組合員等は、その既給付済の助成金については今回の給付の対象外とする。

**【給付申請受付期間】**

2021年1月4日～1月29日。

**【給付基準日】**

2021年2月10日。2月末までに給付を終了する。

**【給付事務手続き】**

給付希望者は各支部に申請を行い、各支部でチェックの上給付する。